

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名        |
|-------|-------------|
| 2     | 枝幸町宛名納付システム |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枝幸町は、宛名納付事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道枝幸町長

## 公表日

平成31年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 宛名納付の業務に関する事務   |
| ②事務の概要                   | ・個人番号を利用する各種業務に係る法人を含む宛名情報の管理を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>①住民票関連事務<br>②児童手当等に関する事務<br>③保育料の徴収等の事務<br>④国民健康保険事務<br>⑤介護保険関係事務<br>⑥後期高齢者医療保険事務<br>⑦税関係事務<br>⑧税等の収納管理に関する事務<br>⑨税等の滞納管理に関する事務<br>⑩公営住宅等の管理に関する事務<br>⑪身体又は知的障害者福祉及び自立支援に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 宛名納付システム(団体内統合利用連携サーバー)   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 宛名納付情報ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一(8、10、12、16、19、30、31、34、35、49、56、59、68、76、84、94の項)<br>平成26年内閣府・総務省令第5号(第8、12、16、18、24、24の2、25、26、40、44、46、50、54、60、68条)   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 枝幸町 総務課、税務課、町民課、保健福祉課、建設課、歌登総合支所  |
| ②所属長の役職名                 | 総務課長 神尾 尚人、税務課長 佐藤 祥人、町民課長 鳥浜 浩、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 田中 浩一、総合支所長 北本 雄一  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 枝幸町(総務課総務グループ) 枝幸郡枝幸町本町916番地 0163-62-1234   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 枝幸町(総務課総務グループ) 枝幸郡枝幸町本町916番地 0163-62-1234   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月31日 時点   |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月31日 時点   |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                      | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                           |
|------------|----------------|---|---|------|-------------------------------------|
| 平成27年4月10日 | I、3、法令上の根拠     | 番号法第9条第1項 別表第一(8、16、19、30、31、56、59、68の項)  | 番号法第9条第1項 別表第一(8、16、19、30、31、56、59、68の項)<br>平成26年内閣府・総務省令第5号(第8、16、18、24、44、46、50条)   | 事後   | 内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成27年4月10日 | I、5、②所属長       | 総務課長 大峰 嘉伸、税務課長 村上 伸保、町民課長 白潟 康之、保健福祉課長 田中 喜二、建設課長 匹田 浩志、総合支所長 藤山 修一  | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 村上 伸保、町民課長 白潟 康之、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 森永 寿  | 事後   | 人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。        |
| 平成27年4月10日 | I、8、連絡先        | 企画財政課企画政策室  | 企画政策課企画政策グループ   | 事後   | 組織再編により変更するもので、重要な変更には該当しない。        |
| 平成28年4月1日  | I、5、②所属長       | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 村上 伸保、町民課長 白潟 康之、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 森永 寿  | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 村上 伸保、町民課長 笠井 淳彦、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 森永 寿  | 事後   | 人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。        |
| 平成28年4月1日  | I、8、連絡先        | (総務課総務グループ、企画政策課企画政策グループ)   | (総務課総務グループ)   | 事後   | 担当所管の変更によるもので、重要な変更には該当しない。         |
| 平成28年4月1日  | II、1(いつ時点の計数か) | 平成26年9月1日時点   | 平成28年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。    |
| 平成28年4月1日  | II、2(いつ時点の計数か) | 平成26年9月1日時点   | 平成28年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。    |
| 平成29年4月1日  | I、1、②事務の概要     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</li> <li>①住民票関連事務</li> <li>②児童手当等に関する事務</li> <li>③保育料の徴収等の事務</li> <li>④国民健康保険事務</li> <li>⑤介護保険関係事務</li> <li>⑥後期高齢者医療保険事務</li> <li>⑦税関係事務</li> <li>⑧税等の収納管理に関する事務</li> <li>⑨税等の滞納管理に関する事務</li> <li>⑩公営住宅等の管理に関する事務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</li> <li>①住民票関連事務</li> <li>②児童手当等に関する事務</li> <li>③保育料の徴収等の事務</li> <li>④国民健康保険事務</li> <li>⑤介護保険関係事務</li> <li>⑥後期高齢者医療保険事務</li> <li>⑦税関係事務</li> <li>⑧税等の収納管理に関する事務</li> <li>⑨税等の滞納管理に関する事務</li> <li>⑩公営住宅等の管理に関する事務</li> <li>⑪身体又は知的障害者福祉及び自立支援に関する事務</li> </ul> | 事後   | 必用箇所の修正によるもので、重要な変更には該当しない。         |

| 変更日       | 項目             | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-----------|----------------|---|---|------|----------------------------------|
| 平成29年4月1日 | I、3、法令上の根拠     | 番号法第9条第1項 別表第一(8、16、19、30、31、56、59、68の項)<br>平成26年内閣府・総務省令第5号(第8、16、18、24、44、46、50条) | 番号法第9条第1項 別表第一(8、10、12、16、19、30、31、34、35、49、56、59、68、76、84、94の項)<br>平成26年内閣府・総務省令第5号(第8、12、16、18、24、24の2、25、26、40、44、46、50、54、60、68条) | 事後   | 宛名利用に係る事務の追加によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | II、1(いつ時点の計数か) | 平成28年3月31日時点  | 平成29年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | II、2(いつ時点の計数か) | 平成28年3月31日時点  | 平成29年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | I、5、②所属長       | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 村上 伸保、町民課長 笠井 淳彦、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 森永 寿                  | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 佐藤祥人、町民課長 笠井 淳彦、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 北本 雄一  | 事後   | 人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。     |
| 平成30年4月1日 | II、1(いつ時点の計数か) | 平成29年3月31日時点  | 平成30年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年4月1日 | II、2(いつ時点の計数か) | 平成29年3月31日時点  | 平成30年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年5月1日 | I、5、②所属長       | 総務課長 小川 俊輝、税務課長 佐藤祥人、町民課長 笠井 淳彦、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 北本 雄一                  | 総務課長 神尾 尚人、税務課長 佐藤 祥人、町民課長 鳥浜 浩、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 北本 雄一  | 事後   | 人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。     |
| 平成31年4月1日 | IV             | 記載なし  | 新規記載  | 事後   | 様式の変更に伴うもので、重要な変更には該当しない。        |
| 平成31年4月1日 | II、1(いつ時点の計数か) | 平成30年3月31日時点  | 平成31年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | II、2(いつ時点の計数か) | 平成30年3月31日時点  | 平成31年3月31日時点  | 事後   | 再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | I、5、②所属長       | 総務課長 神尾 尚人、税務課長 佐藤 祥人、町民課長 鳥浜 浩、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 小菅 哲也、総合支所長 北本 雄一                  | 総務課長 神尾 尚人、税務課長 佐藤 祥人、町民課長 鳥浜 浩、保健福祉課長 吉田 登、建設課長 田中 浩一、総合支所長 北本 雄一  | 事後   | 人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。     |